

福島県移住支援事業・マッチング支援事業・ 地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 福島県と県内市町村（以下「市町村」という。）が共同して実施する移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業（以下「福島県移住支援事業」という。）に関しては、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱及びふくしま地方就職学生支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、福島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と市町村が共同して、福島県移住支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 福島県移住支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、福島県と市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、福島県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 福島県移住支援事業の概要は、次のとおりである。

1 移住支援事業

福島県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、福島県とその者の居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

福島県は、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、福島県内の中小企業等に求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業する予定であり、福島県内の企業に就業する予定の者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、福島県と移住予定先の県内市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 起業支援事業

福島県は、起業支援機関を通して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに、開業資金の一部を補助する。

(移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5 移住支援事業、マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

福島県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理及び当該市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は次のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、次の①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤のいずれかの要件を満たし、かつ2人以上の世帯にあっては⑥の要件を満たす者の申請に基づき、⑦に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)していたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区へ通勤していたこと(ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができるものとする。)
- c ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 福島県内に転入したこと。

- b 交付金の交付決定がされた後であって、福島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、福島県内に転入したこと。
- c 移住支援金の交付申請時が、居住地の市町村への転入後1年以内の期間であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他福島県及び居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（第5 2 (1)に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）、又は他の道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。
- (ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて第5 2 (1) ①に掲げる要件を満たす移住支援金の対象法人に就業していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

福島県が実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

福島県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、市長村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。

(イ) 対象範囲の明確化に当たっては、福島県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。

⑤ 起業に関する要件

第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 世帯に関する要件

移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）以外の世帯員いずれも、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、福島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、福島県内に転入したこと。

(エ) 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、居住地の市町村への転入後1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑦ 申請・支給方法

(ア) 市町村が行う問い合わせの報告

市町村は、転入後の移住支援金交付申請希望者から問い合わせがあったときは、福島県に対し、別に定めるところにより、速やかに報告を行うものとする。

(イ) 移住者が行う移住支援金交付申請

申請者は、就業者（上記①及び②、2人以上の世帯の場合にあっては⑥に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に就業した者であって、かつ、居住地である市町村への転入後1年以内に、テレワーク実施者（上記①及び③、2人以上の世帯の場合にあっては⑥に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）及び関係人口（上記①及び④、2人以上の世帯の場合にあっては⑥に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては居住地である市町村への転入後1年以内に、起業者（上記①及び⑤、2人以上の世帯の場合にあっては⑥に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては、起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、居住地である市町村への転入後1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）に加え、上記①及び2人以上の世帯の場合にあっては⑥の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件に該当することを証する次の書類を添えて、居住地の市町村に提出しなければならない。

- a 交付申請時に必要となる書類
 - ・移住支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
 - ・身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
 - ・移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
 - ・移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）
- b 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ必要となる書類
 - ・東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- c 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類
 - ・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ・個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- d 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区の企業等へ就職した者のみ必要となる書類
 - ・卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- e 就業の場合の申請者のみ必要となる書類
 - ・就業証明書（移住支援金の申請用）（第2号様式の1）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- f テレワーク実施者のみ必要となる書類

・所属先企業等の就業証明書（第2号様式の2）（自己の意思等を確認できる書類）

g 関係人口の場合の申請者のみ必要となる書類

・移住先市町村が就業要件を定めている場合にあつては、所属先企業等の就業証明書（第2号様式の3）

・移住先市町村の関係人口であったことが確認できる書類

h 起業の場合の申請者のみ必要となる書類

・起業支援金の交付決定通知書

i 世帯向けの金額を申請する場合に必要となる書類

・移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（ウ）市町村が行う移住支援金交付申請

市町村は、移住支援金交付申請希望者から「移住支援金交付申請書兼実績報告書」の提出があつたときは、福島県に対し、「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付申請書」（交付要綱第1号様式）により、補助金の交付申請を行うものとする。

（エ）支給方法

市町村は、福島県による移住支援金の交付決定を受けた場合において、（イ）の申請が上記①及び2人以上の世帯の場合にあつては⑥の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件に該当すると認めるときは、「移住支援金交付決定兼確定通知書」（第3号様式）を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。

審査の結果、移住支援金の支給を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の支給ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（オ）市町村が行う交付決定等の報告

市町村は（エ）により申請者に「移住支援金交付決定兼確定通知書」（第3号様式）を交付した場合には、福島県に対し、別に定めるところにより、速やかに報告を行うものとする。

（2）報告及び立入調査

福島県及び市町村は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対し、福島県移住支援事業に関する報告及び立ち入り調査を求めることができる。

（3）移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び当該移住支援金を支給した市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

③ 債権の回収方法

移住支援金の受給者が当該移住支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住支援金に係る債権回収については、当該移住支援金を支給した市町村が行うものとする。

④ 県への報告

市町村は返還事例が生じた場合には福島県に対し、別に定めるところにより、速やかに報告を行うものとする。

⑤ 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金に係る国及び福島県の補助額については、当該移住支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて福島県に（国庫補助金相当額については福島県を通じて国に）返還するものとする。

(4) 継続就業、継続居住の確認

① 就業者の継続就業の確認

(ア) 移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の受給者に対し、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先での就業状況を確認するものとする。併せて、当該申請日から1年を経過した日までの継続就業については、事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。

(イ) 移住支援金の受給者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、支給市町村へ継続就業の報告を行わなければならない。併せて、当該申請日から1年を経過した日までの継続就業については、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金の支給市町村に提出しなければならない。

② 継続居住の確認

移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(5) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請に関する情報、移住支援金の受給者の就業先に関する情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに福島県と共有することとする。また、福島県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村と共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

福島県は、次の①に掲げる要件を満たす対象法人等の求人情報及び所在地に関する情報等を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する対象法人等の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 福島県が集積を推進する成長産業（再生可能エネルギー、医療機器、ロボット、航空宇宙、ICT等）の企業、地域未来牽引企業、イクボス宣言企業、次世代育成支援認証企業、人材不足である福島県の地方創生及び復興に資する産業（製造業、医療、介護、福祉、建設等）の企業であること。
- (イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- (エ) みなし大企業（※1）でないこと（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）。
- (オ) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (ケ) 政治的団体や宗教関連団体等でないこと。
- (コ) 県税及び市町村税の滞納がないこと。

(2) 対象法人等の選定・登録

福島県は、以下の申請が2（1）①の要件に該当すると認めるときは、対象法人等の登録を行うものとする。

① 対象法人等の登録申請

対象法人等としての登録を受けようとする者は、「マッチング支援事業における移住支援金対象法人に係る登録申請書」（第5号様式）に2（1）①に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、福島県に提出しなければならない。

② 対象法人等の登録

福島県は、上記①の申請が2（1）①の要件に該当すると認めるときは、対象法人等の登録を行うものとする。

対象法人として登録された法人は、マッチングサイトへの求人情報等の掲載登録を各々行うものとし、福島県は、掲載情報の確認を行い、内容が適正と認められた場合には、公開処理を行うものとする。

(3) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

福島県は、マッチング支援における対象法人等及び掲載求人情報について、市町村と共有するものとする。

3 地方就職学生支援事業

福島県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、8,000円の地方就職支援金を支給する。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の範囲内での支給とする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則学部4年生以上）し、当該大学を卒業する見込みである。
- b 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 福島県内に所在する企業に就職することが内定している。
ただし、大学の卒業年度の6月1日以降に実施する採用選考（オンラインを除く。）で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、福島県内の市町村に移住する意思を有している。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他、県又は移住予定先の市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が福島県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 前記(ア)aの地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、「地方就職支援金交付申請書」（第6号様式）、及び「内定証明書」（第7号様式）に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する次の書類を移住予定先の市町村に提出する。

- ・「地方就職支援金交付申請書」（第6号様式）（移住後、継続して居住する意思等を確認できる書類）
- ・内定証明書（第7号様式）（内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職意思の宣誓）
- ・在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）
- ・身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ・交通費の領収書等
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ・地方就職支援金の振込先の預貯金通帳又はキャッシュカードの写し

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（第8号様式）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (ウ) 申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合
- (エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合
(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
- (オ) 申請先市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合

③ 債権の回収方法

地方就職支援金の受給者が当該支援金を受給した市町村を転出した後の当該支援金に係る債権回収については、当該支援金を支給した市町村が行うものとする。

④ 県への報告

市町村は返還事例が生じた場合には県に対し、別に定めるところにより、速やかに報告を行うものとする。

⑤ 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった地方就職支援金に係る国及び県の補助額については、当該支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県に（国庫補助金相当額については県を通じて国に）返還するものとする。

(3) 継続就業、継続居住の確認

① 就業者の継続就業の確認

地方就職支援金の支給市町村は、当該支援金の受給者に対し、当該支援金の申請日から1年を経過した日までの継続就業について、事業主が発行する就業証明書により確認するものとする。

② 継続居住の確認

地方就職支援金の支給市町村は、当該支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

(4) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金受給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

(起業支援事業)

第6 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の交付

福島県は、福島県内において、次の(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)

に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- ② 福島県内に居住していること、若しくは起業支援事業の事業期間完了日までに福島県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を福島県で行う者。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 福島県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
 - (エ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- ② 福島県の管内で実施する事業であること。
 - ③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する次の経費を対象とする。

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 執行体制

福島県は、効果的・効率的な執行を図るため、起業支援事業の業務を行う執行団体（以下「事務局」という。）を置くものとする。

3 交付手続

(1) 申請

起業支援金の交付を申請する者は、本人確認書類に加え、上記1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を事務局に提出しなければならない。

(2) 交付方法

事務局は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て、事務局が福島県が上記（１）の申請が、１（１）及び（２）の要件に該当すると認めるときは、起業支援金を交付するものとする。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

（1）移住支援金

移住支援金の地方負担については、福島県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、福島県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

（2）移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、福島県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、福島県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を市町村に交付するものとする。

2 第5の3に定める地方就職学生支援事業

（1）地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、福島県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、福島県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

（2）地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、福島県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、福島県は、市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

3 第6に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、福島県が負担する。

（協力）

第8 福島県と市町村は、福島県移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9 福島県と市町村は、福島県移住支援事業に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規程に基づき適切に管理し、本事業実施のためにのみ利用するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、福島県移住支援事業の実施に必要な事項は、福島県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から実施する。ただし、平成31年4月1日から令和元年12月19日までに転入した者については、第5の1(1)①(ア)に掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する申請要件とする。

- (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上東京23区に在住していたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上東京圏に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区内の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

附 則

この要領は、令和2年7月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年6月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から実施する。

※1：みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人。
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人。